

あたたかいお声が届いています! お客様の声

伊勢久株式会社

会社紹介

当社は、宝暦8年(1758年)開業された薬舗に源を発します。以来250有余年に亘って、常に新分野の開拓と時代のニーズを先取りする積極的な経営に努め、社会の発展に貢献して参りました。

現在、当社では国内外のファインケミカル・バイオケミカル・ファインセラミックス製品や理化学・分析機器の提供により、先端技術企業の皆様を支援するとともに、情報企業として皆様の有益なニュースソースになるべく努力を重ねております。又、医療業界においても優れた臨床検査薬や医療機器・器具等の提供を通じて皆様をサポートしております。更に陶芸用品の提供を通じてより快適で豊かな、未来の創造をめざし、心の潤いと豊かさを育む陶芸文化にも貢献しております。

ご意見・ご感想

当社は、幅広い分野で営業展開をしています。非常に厳しい納入条件に対する契約内容のチェックや海外への輸出入に関しても相談して解決策を提案していただき、問題なく取引が成立しております。更に、社内の労務・法務問題にも迅速かつ、的確なアドバイスをいただき大変感謝しております。名古屋総合法律事務所では、所長の浅野弁護士を始め所員の皆さんのが、親切・丁寧・誠実で真面目な方ばかりです。顧問弁護士をお探しの方は、一度、名古屋総合法律事務所へ連絡をしてみてはいかがでしょうか。

公益社団法人 愛知県植物防疫協会

会社紹介

農薬適正使用の啓発に関する事業、新農薬の実用化に関する事業の実施をしております。

ご意見・ご感想

公益社団法人への移行のために依頼いたしました。担当の司法書士の方には親切に対応していただきました。

相続税申告 ご依頼者様

相続税申告について、迅速に処理・手続きをしてくださいました。助かりました。メールでのやりとりの中でも励ましのお言葉を頂いたり、しっかりと信頼関係がとれましたことに心より御礼申し上げます。

債務整理 ご依頼者様

支払いの分割にも応じてくれ、事務員さんたちの対応も良かったと思います。友人等で困った人がいたら、紹介したいと思います。ありがとうございました。

離婚 ご依頼者様

何を優先するかによって選択肢をいくつか挙げて、良い方向に進むようにいつもご対応して下さったこと、感謝しています。最初にご相談に伺った際に、相手がどう対応してくるか、今後の展開等をご説明して下さいました。そして、実際にそのような展開になり、先生方のお力とご実績はすごいなあと感嘆しました。また、費用も良心的な価格で専業主婦だった私にはありがたいことでした。

素早い対応に親身な対応、そして結果も私が望むようにしていただき、本当に感謝しています。おかげ様で子ども2人と楽しく笑って前に進めた気がします。



名古屋総合法律事務所グループ
2014年8月 事務所報 第4号発行

地域との共生 地域への貢献

We all work together to provide
the best professional service.

contents

新オフィスのご案内 02

意外と身近な法律問題 04

企業法務: リスクマネジメント

税務: 粉飾決算の作られ方・見分け方

登記: 個人事業主の「法人成り」のススメ

離婚: こっそり貯めたヘソクリは自分のもの?

債務整理: 誘惑の多い経営者の破産

相続: 事業承継

お客様の声 08



名古屋総合法律事務所グループ

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目20番25号
丸の内STビル6階

地下鉄桜通線・鶴舞線 丸の内駅4番出口より東に徒歩2分
地下鉄桜通線・名城線 久屋大通駅1番出口より西に徒歩6分

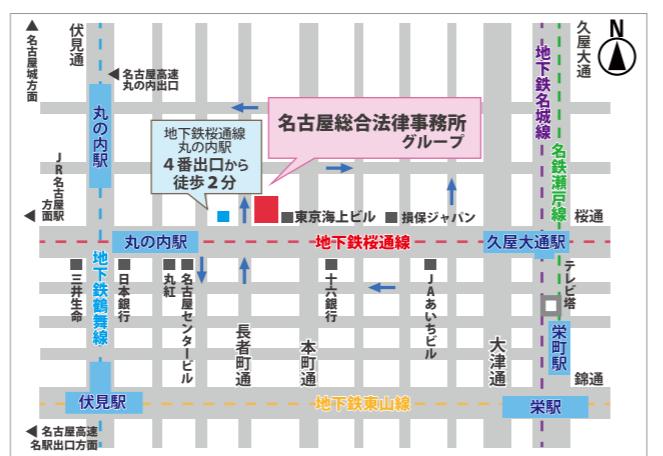
弁護士法人 名古屋総合法律事務所
TEL 052-231-2601 FAX 052-231-2602

税理士法人 名古屋総合パートナーズ
TEL 052-231-2603 FAX 052-231-2604

名古屋総合司法書士事務所
TEL 052-231-2605 FAX 052-231-2607

名古屋総合法律事務所

検索



桜天神社

桜通をはさみ、新事務所の向かいに桜天神社がございます。この周辺はかつて桜の名所で多くの桜の大樹があつたことから「桜天満宮」、「桜天神」と呼ばれ、桜の大樹が大火により焼失した現在においても桜天神の名前は残り、桜通の由来となりました。上野天満宮、山田天満宮と並んで名古屋三天神と呼ばれ、冬には多くの受験生が合格祈願に訪れます。

新オフィスのご案内



丸の内駅から徒歩2分▶

新しい事務所は地下鉄桜通線丸の内駅から徒歩2分の場所です。歴史ある長者町通、そして多くの企業が集まる桜通に面した場所であり、たくさんのビジネスパーソンが行きかっています。



天井まで届くような背の高い本棚、その蔵書数はなんと1万冊を超えるほど。高度なスキルを習得するには、経験だけでなく、歴史や書物から学ぶことが大切だと考えています。新事務所は執務室の面積が以前の2倍になり収容力も増えたので、さらに図書を充実させていきます。



◀完全個室9室 快適な相談ルーム



完全個室の相談室を9部屋設けました。また、皆さんに安心してお話しして頂ける空間づくりを心掛け、防音のために各部屋のパーテーションや天井の素材にもこだわっています。さらに、音漏れ防止策として相談室へ向かう通路の天井にスピーカーを取り付け、BGMを流しています。



仕事帰りにも気軽に立ち寄りいただけるよう、平日の夜間相談を拡充し、毎週火・水曜日の週2日、21時まで実施することになりました。また、土曜相談も担当の弁護士を1名から2名に増員しました。

顧問(アドバイザー)のご紹介

園部 逸夫 氏 *Sonobe Itsuo*

行政法の権威である園部逸夫先生を2014年7月、顧問(アドバイザー)にお迎えしました。最高裁判所判事を9年7か月間、定年退官されるまで務められ、退官後は弁護士登録をされて精力的に活躍されています。皆様に、より一層貢献させて頂ける体制が整いました。



この度、こうしたグループの成長に伴い、事務所を移転してフロアを拡大いたしました。オフィス街の中心部に立地しておりますので、さらに時代環境にマッチした法的サービスを皆様に提供して参ります。所員一同、「地域との共生 地域への貢献」を目標に、精進いたしますので、引き続きご支援くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ご挨拶



弁護士・税理士・司法書士紹介

弁護士 杉浦恵一 *Sugiura Keiichi*

いつも使っている日本赤十字社の献血カードです。裏面には、名前、献血回数、直近3回の献血の履歴、次回の献血可能日が印字されています。カードは全国共通のため、カードがあれば全国の献血ルームのどこでも、本人確認をされずに済みます。



弁護士 大井直樹 *Oi Naoki*

毎年のことですが、夏に減量を行っています。昨年は少し無理な減量をしたため、脂肪だけではなく筋肉も落してしまい、体が小さくなりました。今年は「体をでかくしながら絞る」という難題を達成するべく、食事制限とトレーニングに挑んでいます。



弁護士 中嶋佑介 *Nakajima Yusuke*

先日、ある事件の関係で姫路に行ってまいりました。私は関西出身ですが、これまで姫路には行ったことがなかったので、せっかくなら!ということで仕事後に姫路城へ…改修工事中ということで中には入ることが出来ませんでしたが、白鷺城の白さを間近で確認出来たので大満足でした。



担当分野 / 相続・企業法務

弁護士 堀口佑美 *Horiguchi Yumi*

週に1回プールで泳いでいますが、先日、ラケットを購入したことから、公園でバドミントンをしました。たった1時間程度で翌日筋肉痛になってしましましたが、これから気候が良くなるので、いろいろなスポーツに挑戦したいです。



担当分野 / 企業法務・相続・離婚

弁護士 平野秀繁 *Hirano Hideshige*

休日に、新潮文庫の塩野七生著「ローマ人の物語」を読んでいます。小さな都市国家だったローマが領土を広げていく中で、統治システムや社会制度が変化していく様を読んでいると、とてもわくわくします。



担当分野 / 離婚・債務整理

司法書士 山口由起子 *Yamaguchi Yukiko*

通勤の電車の中で音楽を聴くのが好きです。最近は「LET IT GO」をよく聴いています。我ながら流行りものに弱いなあと思いますが、とてもいい曲で思わず口ずさみたくなってしまいます。堀口弁護士もお気に入りの曲だそうです。



担当分野 / 債務整理・離婚

司法書士 小川瑞穂 *Ogawa Mizuho*

先日、誕生日のお祝いに友人からお弁当箱をもらいました。京都の職人さんが作ったものだそうです。これから、おにぎりを入れたり、サンドウイッチを入れたり、大切に使いたいと思います。



担当分野 / 債務整理・登記

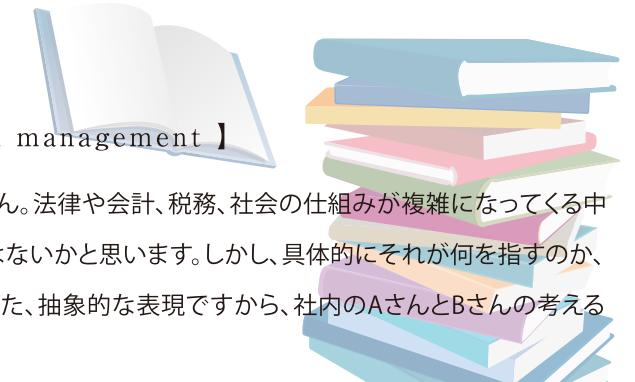
税理士 森山貴弘 *Moriyama Takahiro*

今年のワールドカップは友人達と応援しました。過去には比較的大規模なパブリックビューイングで、皆で夜通し声援を送ったり、仕事中に顧問先の会議室で同僚達と観戦したりと様々な思い出があります。次回の大会もどこかで必ず応援したいと思っております。



担当分野 / 相続税・事業承継

意外と身近な法律問題



「リスクマネジメント」【risk management】

この言葉を、最近よく耳にすることがあるかもしれません。法律や会計、税務、社会の仕組みが複雑になってくる中で、「リスクマネジメント」はますます重要になってくるのではないかと思います。しかし、具体的にそれが何を指すのか、実は分かっていないという方もいらっしゃることでしょう。また、抽象的な表現ですから、社内のAさんとBさんの考える「リスクマネジメント」は別物である可能性もあるでしょう。

「リスクマネジメント」を単純に分解すると、「リスク」と「マネジメント」に別れます。それぞれを直訳してみると「リスク」…危険、おそれ、冒険、「マネジメント」…経営、管理、監督、操縦などが出てきます。また、「リスクマネジメント」を和訳すると「危機管理」といった訳が出てくることもありますが、これではまだ何を意味しているのかぱっとしません。そこで、さらに「リスク」という言葉について見てみましょう。「リスク」には、「将来の危険」を指す意味があります。そのため、「リスクマネジメント」とはどちらかと言えば、すでに起こってしまった問題をどうするかという側面よりも、これから起こりそうな危険をいかに避けるか、といったニュアンスの方が強いのではないでしょうか。

法律分野でリスクマネジメントを考えた場合、従来の事前規制型の行政から事後規制型の行政に日本が変わってくると、後で行政から何か規制に引っかかると指摘され、思わぬ損害を被るといったことが考えられます。会社法、労働法、取引関連法、各界の業法など、会社経営は様々な法律なしには成り立ちませんので、必然的に法律の紛争に巻き込まれるリスクも高まっています。

皆さまが本業の傍ら、法律について習熟することは大変なことですし、問題が起つてから対応するよりも、事前に問題が起らない（起つにくくする）ように行動する方がコストも安く済む場合が多いです。「リスクマネジメント」を考える上では、貴社の業務内容や経営方針を理解している弁護士に、気軽に相談できる環境を整えておくと安心です。

（弁護士 杉浦恵一）

粉飾決算の作られ方・見分け方

数 カ月前に、ゲームソフト制作会社「インデックス」と大手学習塾「リソー教育」が粉飾決算を行っていたというニュースがありました。また過去においても、オリンパス、カネボウ、山一證券などの大手企業が粉飾決算をし、世間を騒がせたこともあります。なぜ、このように粉飾決算は繰り返されるのでしょうか。

粉飾決算とは、会社が不正な会計処理を行い、収支を偽装して行われる虚偽の決算報告を言います。会社の業績が好調であると、経営者はより多くの報酬を得ることができます。また、金融機関から融資を受けやすくなります。さらに、取引先とも良好な関係を築くことができ、新たなビジネスチャンスを得ることができます。このような理由から、経営者は粉飾決算によって黒字化したいと考えます。



- ①損益計算を意図的に操作して、企業の経営成績を隠蔽しよく見せる
- ②貸借対照表の資産を過大計上し又は負債を簿外計上することで、企業の財政状態をよく見せる

粉飾決算には主に上記2つの方法がありますが、圧倒的に①の方法が多いと思われます。

- ・翌期の売上を当期に計上する
- ・資産の評価益を計上する
- ・子会社や関連会社に土地等を売却し、売却益を計上する
- ・費用を資産として繰り延べる
- ・当期に仕入れた商品を翌期に計上する

現状のところ、外部から粉飾決算を見分けるのは難しいと思われます。なぜなら、会社が採用した会計処理が適切か否かを判断することが容易ではないためです。しかし、次のようなポイントを見ていくことで粉飾決算と判断できる場合があります。

粉飾決算の見分け方

- ・棚卸資産回転率や売上債権回転率を分析する
- ・財務諸表の注記事項を読む
- ・財務諸表の内容と実際の現状を比較する

黒字を創出するためになされた会計の歪みは必ずどこかに生じます。その歪みを期別・勘定別で各数値を比較したり、経営実態を確認したりすることで発見できる場合があります。粉飾決算には、当初の一時凌ぎが恒常化し、会社経営が修復不可能な状態にまで陥る怖さがあります。その様なことにならないためにも誘惑に負けず正しい決算報告を行うことが大切です。

（税理士 森山貴弘）



個

人事業を法人化（＝会社設立）することを法人成りといいます。法人化したほうがいいかどうかの見極めは難しいですが、事業拡大を視野にいれるといずれ法人化は必要になってくるのではないかでしょうか。まずは、メリット・デメリットをおさえましょう！

- ・なんといっても 対外的信用が高まる !!
- ・不動産を個人ではなく、法人名義で取得できる → 相続が発生しません
- ・決算期を事業内容や取引先との関係により自由に決められる → 個人事業では12月と決まっています
- ・事業承継がしやすくなる → 特に個人事業では、事業用不動産が相続財産の中で一番評価が高い場合が多く、相続人間に争いがあると業務は完全に停止してしまい、事業承継どころか事業の廃止に追い込まれるケースもあります。

- ・会社の設立登記を申請するためには 最低でも実費として約24万円以上が必要です
(定款認証の公証人報酬・印紙代・登録免許税)
- ・当然ですが 資本金も必要です

デメリット

『会社設立の流れ』

会社は次の3ステップで必ず設立できます（金銭出資の場合）

1 定款の作成・認証

設立の際には、必ず会社の骨格となる『定款』を作成します。会社法の改正によって、より定款自治が重視されるようになりましたので、十分に吟味しましょう。商号と目的についてはご質問の多い事項です。ご注意いただきたいのが、同一住所での同一商号は禁止されています。類似商号の規制が廃止されたため、以前に比べると商号と目的が柔軟に選択できるようになったとは感じていますが、それでも配慮すべきでしょう。登記ができるても、実際の会社運営に支障がでては元も子もありません。

出資金1円以上が必要です。また、出資者と経営者（取締役）の関係も重要です。法人成りされる場合は出資者兼取締役という場合が大半ですが、必ずしも出資者=取締役ではありませんのでご注意を。もちろん出資しなくとも取締役になれます。

2 資本金の振込

会社は本店所在地の管轄法務局において設立登記をすることで成立します（人でいう出生と同じです）。

3 設立登記申請

このように、皆様にしている手続はそれほど多くありません。しかし、目的や機関設計などの会社の骨格となる事項をしっかりと検討し、後々不都合が生じないようにしなければなりません。当事務所では、登記に至る前段階のご相談を大切にしています。一度しかない設立のために多くの時間や労力を費やすよりも、少しでも本業に専念できますようお手伝いできればと思っています。

（司法書士 鵜飼瞳）

意外と身近な法律問題

ハコヅキ

貯めたヘソクリは自分のもの?

テ レビドラマや漫画などで、登場人物にお金が必要になった時、本の間やタンスの奥から出てくるもの、それがヘソクリですね。「自分が稼いだお金から天引きしているんだから」「自分のお小遣いからこっそり貯めたんだから、ヘソクリは自分のものに決まってるだろ!」そう思っているあなた! 実は、法的にはそうではありません。



一方の配偶者(夫または妻)にその存在が知られているかどうかにかかわらず、婚姻期間中に、夫婦の協力に基づいて形成した財産は、原則として夫婦共有財産となります。そのため、離婚の際の財産分与においては、一方がこっそり貯めたヘソクリであっても分与の対象になってしまいます。例を見てみましょう。

- { ① 毎月1万5000円のお小遣いを貰うが、昼食代などすべて使ってしまいへそくりができる場合
- ② 每月2万円のお小遣いから昼食代を引いた5000円を貯め、5年間で30万円のへそくりをした場合

①では、お小遣い以外の残高は夫婦共有の口座に残り、夫婦共同生活(子どもの教育費、家具・家電の購入など)のために使われたはずですね。ところが、②では、本来夫婦共有財産となるはずのお金が、あなたの小遣いとして多めに支払われていたために、30万円を手元に残すことができたのです。つまり、ヘソクリというのは本来夫婦共同生活のために使われるはずであった夫婦共有財産が、たまたま一方の手元にあるという状態にすぎないのです。ただし、夫婦の一方の親が亡くなった場合の相続財産をヘソクリとして貯めていた場合、そのヘソクリは夫婦の協力によって得られたものではありませんので特有財産として財産分与の対象とはなりません。ヘソクリが誰のものであるかを決めるポイントは、今あなたの手元にあるかどうかではなく、ヘソクリの出所がどこか?によって決まつてくるということですね。

(弁護士 堀口 佑美)

もっと早く相談に来ていただければよかったのに…
ギリギリまで頑張りすぎてしまったのではないか…

法

人破産についてのご相談をお受けする中で、日々感じることです。経営が悪化して事業継続が困難となると、経営者の周りには様々な「悪い誘惑」がつきまといます。経営の方々は、迷惑はかけられないとギリギリまで粘るあまり、その「悪い誘惑」に乗ってしまうことがあります。そして多くの場合、その後の破産を困難ならしめる事態が生じます。

悪い誘惑1「格安の債権譲渡」

取引先の一部が、債権を回収するために、売掛債権を格安で譲渡し、債務と相殺するよう求められることがあります。資金がクラッシュしてしまうのを防ぐために、この誘いに応じる経営の方々が多くいらっしゃいます。しかし、客観的に見れば既に支払い不能状態であるにもかかわらず債権を格安で譲渡してしまうと「偏頗弁済」とい、後々、破産管財人が取り戻すべき行為とされてしまいます。

悪い誘惑2「ヤミ金からの借り入れ」

事業者の経営が苦しくなると、どこからともなく現れるのがヤミ金です。ヤミ金から借りたお金それ自体は高金利で貸し付けることが暴利行為にあたるため、公序良俗に違反であるとして、返さなくてもよい債務となります。しかし、経営者がヤミ金から脅されるなどして、返済してしまうこともあります。ここで問題となるのは、その返済した財産を後々取り返す必要が出てくる場合があるということです。

【誘惑1】のように売掛金を債権譲渡てしまえば、支払われた売掛金が入金されなくなりますし、【誘惑2】のようにヤミ金に金銭その他の財産を持って行かれた場合も、その分財産がなくなってしまいます。その結果、破産申し立てにかかる費用をまかなうことができなくなる恐れがあります。また、無事に破産を申立てられたとしても、破産者の財産の取り戻しの費用が掛かるとして裁判所から多額の予納金が求められたり、破産管財人が取り戻しをしなければならない(否認権行使する)結果、破産手続きが長期化する事態となります。もし事業継続が困難だと感じられた場合には、「悪い誘惑」に乗る前に、お早めに弁護士にご相談ください。

(弁護士 平野秀繁)



事業承継

日本において、企業数の9割以上、従業員数で約7割を占めている、中小企業こそが日本経済の礎となっていることは疑いようがありません。しかし、これまで長い間中小企業を支えてきた経営者の皆様もいずれは次の世代に経営を引き継いでいくことを考えなければなりません。経営者の皆様の中には、長年経営してきた会社への愛着があるあまり、「少しでも長く経営に携わりたい!」と後継者の育成等をおざなりにしておられる方もいらっしゃるのではないでしょうか。もし、そういった思いがありましたら、自分がいなくなった後の会社を少し想像してみてください。誰が経営の責任者になるのでしょうか?その方々の実力は十分に備わっているでしょうか?不安に思われた方は、すぐにでも事業承継対策を立てるべきです。このような対策を立てるのに早すぎるということではなく、十分な対策を立てた方が円滑な事業承継が行われる可能性が高くなることは間違いないありません。上手に次の世代へ引継いで、会社を発展させていきましょう。

1st
STEP

会社を取り巻く状況を正しく把握する

資産・負債は当然のこととして、後継者候補や能力のある従業員等の人的資源の把握も重要です。

2nd
STEP

把握した状況を踏まえて、具体的な事業承継の方法を検討する

主な方法として、3つあります。
①親族内承継、②従業員等への承継、③M&A

事業承継の①～③の方法には、それぞれメリット・デメリットがありますので、ご自身の会社の状況に最適な方法を選択することが重要です。20年以上前には約9割程度であった親族内承継も減少傾向にあり、現在では約6割程度にどまっているということもございますので、経営の資質と意欲を併せ持つ人材を親族以外から探してみるのもかもしれません。事業承継の方法が決まった後も、取引先や従業員の理解を得たり、後継者の教育をしたり、株式等を公正に分配したり…とやるべきことは尽きません。経営者の皆様が、経営をしながらすべてを一人で考えるというのはとても難しいと思いますので、専門家に相談することをオススメします。

(弁護士 中嶋佑介)